

諮問番号：諮問第 128 号

答申番号：答申第 128 号

答申書

第 1 審査会の結論

北九州市小倉南福祉事務所長（以下「処分庁」という。）が審査請求人に対して行った生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号。以下「法」という。）第 25 条第 2 項の規定に基づく保護変更決定処分（以下「本件処分」という。）に係る審査請求（以下「本件審査請求」という。）は却下するのが相当である。

第 2 審査関係人の主張の要旨

1 審査請求人の主張の要旨

本件処分の取消しを求めるというもので、その理由は次のとおりである。

(1) 年を追うごとに障害が深刻になり、体力・筋力の低下を感じている。できなくなったことを補うために、コインランドリー代や電気の修理代など出費は増えるばかりである。また、壊れた電化製品の買い替えにもお金がかかった。パソコンや冷蔵庫、エアコンなど大型家電も調子が悪いため、故障が心配である。

消費税の増税に追われ、食材・被服費等を切り詰めて極力無駄を出さず、わずかな趣味も我慢し、突然の慶弔の出費にも怯える暮らしが続いている。保護費の減額は受け入れられない。

処分庁が指摘するように、保護支給額は増額しているが、これは障害者加算が増額したことによるものである。障害者加算は、元来、障害を持つことによる特別の不自由に応えるものであるから、生活費一般とは分けて考えるべきである。

(2) 生活保護は憲法第 25 条の生存権を保障する最後のセイフティネットである。本件処分に係る生活保護基準の引下げは、明らかに限度を超えた引下げであり、憲法第 25 条第 1 項の生存権の保障、同条第 2 項の社会保障や社会福祉について国の増進向上義務を全く無視したものである。

処分庁は、生活保護行政は法定受託事務なので、保護基準が変更になったらそれに従うしかないと述べている。しかし、憲法第 99 条の憲法遵守義務は地方公務員に

も課されるため、生活保護行政が法定受託事務であっても、国が定めた基準が憲法に違反すれば、その基準には従うべきではない。

平成 30 年の生活保護基準引下げが法との関係で違法になり、ひいては違憲になる場合、基準に従って保護支給額を削減することは、法や憲法第 25 条に違反する。

生活保護の決定に対しては訴訟もできるが、審査請求を経なければならないとされている。裁判では生活保護基準の変更の適否も争えるのであるから、審査請求でも生活保護基準の変更の適否も審査されなければおかしい。処分庁が従った生活保護基準が憲法に違反しているときには、処分は取り消されるべきである。

- (3) 保護基準の設定は、厚生労働大臣の権限に属するものの、その裁量については、生存権や法の規定によって条件づけられた範囲に限定され、厚生労働大臣が、その範囲を逸脱したり、権限を濫用したりしたときは、保護基準の設定は違憲・違法かつ不当な処分となる。

生活扶助基準については、物価の下落局面ではこれを考慮し、物価の上昇局面では考慮しないというのは、きわめて恣意的であって、合理的なものとして正当化できるものではなく、裁量権行使の逸脱・濫用が認められる。

- (4) 本件処分は、職権による保護変更であるため、法上、書面による通知及び当該処分の通知における理由の通知が必要である。また、不利益な行政処分であるため、行政手続法（平成 5 年法律第 88 号）第 14 条によっても、当該処分の理由の提示が求められる。

ところが、処分庁の生活保護変更決定通知書の保護変更理由として書かれているのは最終金額と「基準改定による」との記載のみであり、生活保護費の減額処分がどのような事実関係に基づき、いかなる法規を適用してなされたのか、なぜその金額になったのかを理解することは困難であり、不服申立てをするかどうかの判断資料にならない。

したがって、本件処分は、十分な理由付記を欠く点において、法及び行政手続法に違反し、違法である。

2 審査庁の主張の要旨

本件処分は、法令及び法定受託事務の処理基準として示されている国からの通知に沿って適正に行われたものであり、処分に違法又は不当な点は認められない。よって、本件審査請求は棄却されるべきである。

第3 審理員意見書の要旨

本件審査請求の争点及び判断は以下のとおりである。

1 本件審査請求は、審査請求を行う法律上の利益がなく不適法であるか

本件審査請求は、本件処分を超える保護を受けることができないことを不服とするものであることが明らかであり、この点において、審査請求を行う法律上の利益がないということとはできないものと解される。

2 改正後の保護基準が違憲又は違法であることを本件処分の不服の事由とすることができるかについて

保護基準は法規命令と解されているところ、審査庁は行政機関であり、裁判所が持つ法令審査権を有しないから、法規命令が違憲又は違法であるとして、処分の違法を判断することはできないものと解される。したがって、本件審査請求においては、改正後の保護基準が違憲又は違法であることを本件処分の不服の事由とすることはできない。

3 本件処分に係る生活保護費支給額の算定について

本件処分に係る生活保護費支給額の算定は、法令及び法定受託事務の処理基準として示されている国からの通知に則って適正に行われており、違法又は不当な点は認められない。

4 理由の付記について

本件処分の通知書には、「基準改定による」と記載されていたことが認められるところ、①生活扶助基準には、年齢、世帯人員等の別に基準額等が具体的かつ詳細に定められており、本件処分の根拠となる本件告示には、そのような生活扶助基準の定めをどのように変更するかが明確に定められていること、②本件処分は、そのような本件告示による生活扶助基準の改定に伴って、改定後の生活扶助基準どおりに生活扶助費を変更するものであり、行政庁に裁量の余地のあるものではないこと、③本件告示は、本件処分前である令和元年7月17日に既に官報により一般に周知されていること、④本件処分の通知書には、本件告示による改定後の生活扶助基準額が記載されていることなどからすると、前記の「基準改定による」との記載がされた通知書を受けた被保護者としては、本件処分前の通知書と本件処分の通知書を比較するなどの方法によって、本件処分の内容及び根拠を了知することができるというべきである。よって、本件処分の通知書に記載された理由の程度をもって、理由の付記に欠けるところはな

いというべきであり、本件処分の理由の付記について、違法又は不当な点は認められない。

その他、本件処分について、違法又は不当と判断すべき点はない。

以上のとおり、本件審査請求は理由がないので、行政不服審査法第45条第2項の規定により棄却されるべきである。

第4 調査審議の経過

令和3年6月23日付けで審査庁である福岡県知事から行政不服審査法第43条第1項の規定に基づく諮問を受け、令和3年9月22日の審査会において、調査審議した。

第5 審査会の判断の理由

本件処分についてみると、審査請求人世帯に係る最低生活費の額は、従前の額が141,760円であるのに対し、本件処分による変更後の額は142,030円であって、本件処分によりむしろ増額となっていることが認められる。

行政不服審査法に基づいて審査請求をすることができる者は、処分について審査請求をする法律上の利益がある者、すなわち、行政事件訴訟法(昭和37年法律第139号)第9条に定める原告適格を有する者と同じであると解されるところ(参照、最高裁判所昭和53年3月14日第三小法廷判決民集32巻2号211頁)、審査請求人の請求どおりに本件処分が取り消されれば、審査請求人に支給される保護費の額はかえって減少することとなるのであるから、審査請求人には本件処分の取消しを求める法律上の利益はないというべきである。

そうすると、審査請求人は、本件処分について審査請求をする資格がないということになる。

よって、その余について論ずるまでもなく、本件審査請求は不適法であるからこれを却下するのが相当である。

以上のことから、前記第1のとおり結論する。

福岡県行政不服審査会第3部会

委員 岡本 博志

委員 牛島 加代

委員 中野 哲 之